

岩手県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 宮古市小国第2地割15の7・15の31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 宮古市小国第1地割65の1・小国第5地割28の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。